

朝鮮時代における死刑囚の再審制度

——詳覆・三覆啓と清朝の秋審——

矢 木 毅

はじめに

- 一 死罪囚と三覆啓
 - 二 議政府詳覆の省略
 - 三 三覆啓の省略
 - 四 清朝の秋審
- おわりに

はじめに

朝鮮時代（一三九二～一九一〇）に編纂された行政法規集の一つである『經國大典』のうち、刑罰關係の法規を集めた「刑典」の「決獄日限」の條によると、およそ刑事案件の裁判は、「大事」「死罪」は三十日を限りとし、中事「徒・流」は二十日「を限りとし」、小事「笞・杖」は十日「を限りとする」と定められており、同じく「囚禁」の條によると、およそ「杖以上」の罪を犯した者は「囚禁」して取り調べを行い、「死罪」の罪囚には「枷・杻・鎖足」を加え、「流罪・徒

罪」の罪囚には「枷・杻」を加え、「杖罪」の罪囚には「枷」を加えることなどが定められている（「枷」は「くびかせ」、「杻」は「てなわ」、「鎖足」は「足くさり」のことをいう）⁽²⁾。

これらの規定をみると、およそ「獄」に收監された被疑者は、その時点ですでに「有罪」であることが確定しているかのような扱いを受け、将来受けるべき「刑」についても、あらかじめその輕重を想定したうえで、その刑種に應じた待遇を受けていたことがわかる。一體、近代法の觀點からいえば、未だ判決の下されていない未決囚については推定無罪の原則を適用すべきところであるが、そのような發想は、およそ人權意識の希薄な前近代の朝鮮においては求めるべくもなかったのである。

とはいえ、「獄」に收監された「罪囚」に對しては、儒教的な德治主義の觀點から一定程度の「恤囚」の措置が取られていたことも、それなりに評價しておかなければならない。とりわけ、一度「刑」が執行されてしまうともはや取り返しのつかない「死刑」の罪囚に對しては、その「罪」が確定して「刑」が執行されるまでの一連の過程において、實にさまざまな手續きを設けて「生道」を求めるための努力を惜しまなかったことも確かである。

朝鮮時代における「三覆啓」——死刑の判決が下った死罪囚に對して三回にわたって再審を行う制度（皇帝に對しては三覆奏といい、王に對しては三覆啓という）——は、君主による「恤刑」政策のなかでも最も代表的なものの一つといえる。この三覆啓の制度については、すでに田中俊光氏の學位論文（韓國文）⁽³⁾における部分的な論及があり、氏は朝鮮建國から『經國大典』成立に至るまでの斷獄制度の整備の過程を分析するなかで、「三覆啓」の制度の確立過程についても詳細な議論を展開している。これまで朝鮮時代の法制については、要するに明律を準用していたのであるという先入観にわざわざいわれて、とかく實證的な研究がおろそかにされがちであったが、近年では趙志晩氏の研究に代表されるように、明律の受容と變容に關するより實證的な研究が活發化している。田中氏の研究もまた從來の明律準用的な理解を大きく塗り替える

もので、これらが劃期的な業績であることは間違いない。しかしながら、三覆啓の實體を明らかにするには、さらに『經國大典』成立以後の時期にも対象を広げてこの制度の變質の過程をも追究する必要がある。

そこで本稿では田中俊光氏の驥尾に付して、改めて「三覆啓」とよばれる死刑囚の再審の制度について検討したい（第一節、第二節）。そのうえで、この再審の手續きが實際においてはしばしば省略され、王命によつて直ちに死刑が執行される場合も少なくなかったことについて検討する（第三節）。

しかし、朝鮮國王の行使する刑罰權は、「犯越」と呼ばれる國際事件については宗主國たる清朝の皇帝の命令によつて一定の制約を受けることもあった。朝鮮後期における「秋審」の制度の施行は、他でもない、清朝皇帝が朝鮮國內の司法・行政に直接介入した例外的な事項の一つである。本稿ではこの「秋審」の制度を通して朝鮮國の「屬國」としてのあり方についても検討したい（第四節）。

一 死罪囚と三覆啓

朝鮮時代、獄に收監された死罪囚が法司（義禁府・刑曹）の取り調べを受けてみずからの罪を承服する旨の自白——いわゆる「遅晩」^⑤——を行ふと、法司はこれに基づいて最終の調書——いわゆる「結案」^⑥——を作成し、量刑（照律）を行つて王に啓聞する。王がこの上啓を裁可（啓下）すれば、これで死刑の判決は一應確定となる。ただし刑の執行に先立つて、命令權者である國王は通例三回の再審を行うことが慣例となつており、この再審の手續きを「三覆啓」という。「覆啓」とは最初の「啓聞」に對し、重ねて「啓聞」を行うことで、「三覆啓」とはそれを「初覆・再覆・三覆」と三度行うこと。この「三覆啓」の手續きについては、たとえば世宗朝の知中樞院事權踰の上疏に、

京・外の大辟は、刑曹詳覆司より詳審し、議政府に傳報して擬議せしめ、然る後に啓聞して、三覆して施行す。精なりと謂うべし。〔世宗實錄〕卷八十五、世宗二十一年五月庚戌條⁽⁷⁾

と、その概要を簡潔に纏めてくれている。要するに、死刑の執行前に三回の再審を行うということであるが、それは實は、儒家が理想とする『禮記』王制篇の記述の、ほぼ忠實な引き寫しにほかならない。

獄辭を成すや、史、獄成るを以て正に告ぐ。正これを聽く。正、獄成るを以て大司寇に告ぐ。大司寇これを棘木の下に聽く。大司寇、獄の成るを以て王に告ぐ。王、三公に命じてこれを參聽せしむ。三公、獄の成るを以て王に告ぐ。王三たび又^{ゆる}(宥)さんとし、然る後に刑を制す。〔禮記〕王制⁽⁸⁾

右に「獄成る」というのは、判決の前提となる證據調べがすべて終わり、必要な證據がすべて整ったことを意味する法制用語⁽⁹⁾。この「獄成」の死刑案件について法司（大司寇）が王に報告すると、王は宰相（三公）に命じてこれを再検討させる。朝鮮朝の法典に、

京・外の死罪は、本曹より議政府に報じて詳覆せしむ。〔經國大典〕刑典、推斷條⁽¹⁰⁾
一律の罪人は、……結案及び根脚を捧じて後、啓下を待つて、詳覆の意を以て更に啓下を爲し、原案と照律手本を以て議政府に報ず。〔六典條例〕卷九、刑曹、詳覆大辟⁽¹¹⁾

とあるのは、いずれも『禮記』王制の記述のとおり、刑曹（大司寇）の提出した死刑案件を、一旦、議政府（三公）に再検討（詳覆）させる趣旨にはかならない。そのうえで、王はさらに「三たび又（宥）さんとす」。つまり死罪囚の減刑の可能性を検討するために、三回にわたって再審を行う。この『禮記』王制の理念を踏まえたものが、いわゆる「三覆啓」¹²にかならない。

「三覆啓」は、通例、原則として毎日行われる「常參」の席で、政務一般に關する「朝啓」の一環として行われる。¹³「覆啓」というからには、その前提として死刑の判決を求める最初の「啓聞」、およびその裁可（啓下）の手続きが存在しなければならぬ。したがって、國王が死罪の案件を検討する機會は、最初の「啓聞」と「三覆啓」とをあわせて都合四回ということになるであろう。¹⁴ところが『朝鮮王朝實錄』に見える斷獄の記事は、大抵「初覆」および「三覆」に關するものばかりであり、「三覆啓」の前提となる最初の「啓聞」の記事、および「初覆」と「三覆」の間に行われる「再覆」に關する記事は、ほとんどない。

この點について筆者は長らく疑問を抱いていたが、その疑問は次の史料を見出すことによって氷解した。

領議政沈連源、左議政尙震、右議政尹漑、議啓して曰く、「……今、李瓊輪對すらく、『再覆は、初・三覆の例に依りて、亦た必ず親啓し、衆と詳讞して、以て人命を重んぜん』と。正に古人の慎刑の意に合せり。然れども初覆・三覆は朝廷と共議して處決し、再覆は則ち只だ啓下するのみ。此れ乃ち祖宗朝の規制にして、これを行うこと已に久し。更改するを須いず。況んや三覆必ず親啓を爲さんと欲すれば、則ち勢い便じ難き所あり、而して恐らくは滯囚に至らん。但し『經濟六典續集』の内に、『待時の死罪囚は、畢推の後に、隨即に啓聞し、秋分の後に至りて、三覆啓聞せよ』と云う。此れ帝王の順時行令の意なり。今亦たこれに依りて施行すれば何如」と。李瓊の輪對に因りて收議する

なり。答えて曰く、「啓に依りて施行せよ」と。（『明宗實錄』卷十六、明宗九年五月甲子條）⁽¹⁵⁾

右に引用する『經濟六典續集』⁽¹⁶⁾の規定によると、待時の死罪囚については證據調べが終わった「獄成」の段階でただちに「啓聞」し、一旦、死刑の判決を下したうえで、秋分後の死刑執行の前に改めて「三覆啓聞」する、とあるから、果たして「四回」の啓聞が行われていることが確認できる。

しかし、右の李瓊の輪對によると、王が「朝廷と共議して處決」するのは「初覆」、「三覆」についてだけで、「再覆」のときには「只だ啓下するのみ」、つまり法司が提出した書類に形式的に目を通して裁可の印に「啓字」を押し、そのまま法司に回付していたにすぎなかった。「啓字」というのは草書體で「啓」と刻まれた木印のことで、この「啓字」を押した書類は國王の祕書局である承政院を経由して擔當の部局に回付され、擔當の部局から改めて施行の細目を上啓することになっていたのである。⁽¹⁸⁾

したがって、「再覆」とは「初覆」と「三覆」の間に挟まれた、ただの形式的な手續きにすぎなかった。そうしてそのことは、次の史料を通してものはつきりと確認することができる。

刑曹の希默の公事を以て、傳して曰く、「三覆は則ち政院より啓稟してこれを爲すに、何ぞ是くの如く入啓せるや。例として付標して『三覆』の二字を書するに、何ぞこれを爲さざるや」と。回啓して曰く、「再覆は、則ち直ちに啓下を爲す、故に付標して『再覆』の二字を書して入啓す。三覆は則ち日を擇んで啓稟してこれを爲す、故にその公事は預め入啓を爲すも、啓字を踏まず、只だ御覽して下し、政院に留置す。三覆の日に至るに及んで、付標して『三覆』の二字を書して入啓す。前例此くの如し」と云う。傳して曰く、「知道せり」と。（『宣祖實錄』卷一百三十五、宣祖三十四

年三月辛酉條⁽¹⁹⁾

これによると、「再覆」の公事（裁判書類）は、ほとんど何の検討も加えずに、ただちに裁可の印（啓字）を押して承政院に下すが、「三覆」の場合はあらかじめ國王が内覽して一旦承政院に差し戻したうえで、改めて承政院から入啓するしきたりであったという。

このように、「再覆」の手続きが單なる形式にすぎなかったとすれば、『實錄』の記事がこれについて沈黙していることは當然であろう。そうして「三覆啓」の前提となる最初の「啓聞」についても、おそらくはそれと同じことが言えるのであろう。⁽²⁰⁾

ちなみに言う。「三覆啓」の制度は國初の『經濟六典』の段階においてすでに法文化されていたが、太宗朝の當時は刑曹においても巡禁司（後の義禁府）においても「未だ嘗てこれを行わず」⁽²¹⁾、初期には單なる空文にすぎなかった。しかし、その場合においても「三覆啓」の前提となる最初の「啓聞」については、法司（刑曹・巡禁司）から國王に對して必ず「照律」を踏まえて「啓聞」がなされ、その「照律啓本」の「啓下」を待つて死刑が執行されていたと考えなければならない。なるほど、「三覆啓」の手續きそれ自體は初期には未確立であったが、その場合にも決して法司が國王に斷りなく獨斷で死刑を執行していたわけではなかったのである。⁽²²⁾

二 議政府詳覆の省略

大司寇が證據調べの完了（獄成）したことを王に告げると、王は三公に命じてこの案件を參聽させ、三公は改めて證據調べが完了（獄成）したことを王に告げる。この『禮記』王制の記述を踏まえて、朝鮮朝では刑曹（大司寇）が擬定した死刑案件を、一旦、議政府の三議政（三公）が再検討したうえで國王に啓聞することになっていた。⁽²³⁾これはもちろん、死刑の判決に慎重を期するための「恤刑」の意圖であるが、時として議政府による再検討——いわゆる「詳覆」——の手續きは省略されることも少なくない。

議政府の「詳覆」が省略されるのは、主として義禁府が擔當し、義禁府が照律した案件に對してである。そもそも義禁府における裁判は王の直々の命令によるもの——いわゆる「詔獄」——であつて、したがつて義禁府の擬定した「照律」は、事實上、王が自ら下した判決に等しい。

詔獄の事は、實に是れ親問なり。〔中宗實錄〕卷九十一、中宗三十四年八月辛巳條⁽²⁴⁾

詔獄の罪囚は、即ち是れ親問なり。〔中宗實錄〕卷九十一、中宗三十四年八月壬午條⁽²⁵⁾

詔獄は親問と異なる無し。〔中宗實錄〕卷九十一、中宗三十四年八月癸未條⁽²⁶⁾

右の諸史料に述べるとおり、義禁府の裁判は王の直々の命令による特別裁判（詔獄）であり、それは王の直々の取り調べ（親問）に等しいものとみなされている。この場合、義禁府が取り調べを行つて「遲晩」を取り、「結案」を作り、「照律」を行つた以上は、それは王が自ら下した判決（判付）に等しいわけであるから、いまだに議政府がそれについて再檢

討（詳覆）を行うことは、はなはだ恐れ多いものといわなければならない。このため『經國大典』に規定する議政府の「詳覆」の手續きは、「詔獄」の案件については、施行されたり、廢止されたりを繰り返すことになった。

臣等、禁府にて死囚を決するの前例を考うるに、正統より景泰に至るまでは、議政府に報じて詳覆せしめて處決す。天順以後は、政府に報せず、ただ三覆して處決す。丙子年に至りて、また詳覆の法を立て、乙未年十月に至りて、竝びに三覆の法を廢し、即時に判斷す。（『中宗實錄』卷九十一、中宗三十四年八月癸未條）²⁷

右の司憲府の報告によると、明の正統年間から景泰年間（すなわち朝鮮の世祖朝以前）においては議政府が「詳覆」を行っていたものの、天順年間より以降（すなわち世祖朝）においては、王の代理人たる義禁府の取り調べに對して三公（議政府）が再檢討（詳覆）を行うことはなく、ただ執行前に「三覆啓」のみを行うことが慣例となった。これは強力な専制君主權力を確立した世祖朝に、いかにもふさわしい慣例といえる。

しかし丙子年（中宗十一年、一五一六）に至ると、今度は「士林派」の擡頭にともなつて専制君主權力に對する牽制が強まり、義禁府による裁判においても刑曹の一般の案件と同じように、いったん議政府に報告して再檢討（詳覆）を行い、そのうえで「朝啓」の際に王に上啓してその場で「處決」することになった。

ところが己卯士禍による「士林派」の後退、金安老の専權等により再び専制君主權力が伸長すると、乙未年（中宗三十年、一五三五）に至つて、義禁府の案件については再び議政府の「詳覆」を廢し、同時に「三覆啓」をも廢して、王が「即時に判斷」することになったという。

しかし、いくら「詔獄」が「親問」に等しいといつても、義禁府における證據調べのみによつて國王が死刑案件を即決

するというのは、さすがに行き過ぎであろう。このため中宗三十四年（一五三九）に至って、「詔獄」の案件についても死刑の執行前に再び「三覆啓」を施行することになったが、その経緯については次の三議政（三公）の議論に詳しく述べられているとおりである。

尹殷輔・洪彦弼・金克成議すらく、「およそ獄囚は、罪固より死に當るも、しかも必ず啓覆すること三たびに至るは、人命を重んじ、刑獄を慎しむ所以なり。詔獄の罪囚は、即ちこれ親問なり。照律して以て啓すれば、則ち上より判断する所に在るも、しかも必ず大臣等と議處す。これ固より慎重の意なり。但し、斷ずること初覆に在りて、更に審處せざるは、殊に古者三たび奏覆して以て生道を求むるの意なし。恐らくは欽恤の仁を虧かん。丙子年の承傳に依りて、詳覆を除き、ただ三覆して處決すれば、甚だ當たれり……」と。傳して曰く、「啓する所至りて當たれり。皆當に議に依るべし」と。（『中宗實錄』卷九十一、中宗三十四年八月壬午條⁽²⁸⁾）

右に述べるとおり、中宗三十四年（一五三九）の當時は、議政府による「詳覆」も執行前の「三覆啓」も省略され、ただ「初覆」のみが行われていたが、この年の改正によって「詔獄」においても「三覆啓」の手続きを復活させ、ただし、議政府の「詳覆」の手続きについてはこれを省略することにしたのである。

もともと丙子年（中宗十一年、一五一六）の傳教は、正しくは議政府による「詳覆」の復活を命じるものであるから、この點、尹殷輔・洪彦弼・金克成ら三公の議論は少し問題を取り違えている。ともあれ、この中宗三十四年（一五三九）の改正によって「詔獄」の案件においても「三覆啓」が再び施行されることになったわけであるが、その後もこの制度が改廢を繰り返したことは次節に検討するとおりである。

三 三覆啓の省略

『禮記』王制の記述によると、大司寇（刑曹）および三公（議政府）が證據調べの完了（獄成）したことを王に報告した後、王は「三たび又（宥）さんとし、然る後に刑を制」することになっている。死刑の執行には「待時」と「不待時」——秋分まで待つてから執行するか、それとも即時執行するか——の區別があり、立春から秋分までは原則として死刑の執行をひかえることになっているが、いずれにせよ、刑の執行前には必ず「三覆奏（三覆啓）」を行う。⁽²⁰⁾これが『禮記』王制の理念を踏まえた「律」の原則であり、なおかつ、執行前には三日間の猶豫期間を置くこともまた、明・斷獄律に明確に規定されている。⁽³⁰⁾

ところが、この「三覆啓」の手續きにもいろいろと例外があった。そもそも朝鮮前期において、「詔獄」の案件については「三覆啓」を省略する場合のあったことは、前節において既に検討したとおりであるが、それ以外にも、一般的に「三覆啓」の手續きを省略する事例は少なくない。

その第一は、「軍律（軍令）」による處刑の場合である。一體、死刑の命令権限は、唯一、國王の獨占するところであったが、軍司令官は國王からその命令権限を一時的に委讓されているので、戦場においては國王に要請することなく直ちに刑を執行することができる。

「軍律」による刑罰は、基本的には「斬」か「杖一百」のいずれかであり、「斬」には「待時」と「不待時」との區別があった。「待時」にせよ「不待時」にせよ、原則としてはもちろん王の裁可を待つて刑を執行するわけであるが、このうち即時處刑を意味する「不待時・斬」の場合には、いちいち「三覆啓」などの悠長な手續きを取る必要はなく、また執行前に三日間の猶豫期間を置く必要もない。場合によっては王の裁可を待たずに直ちに刑を執行することも可能である。

大抵、軍令の死罪を犯す者は、登時、これを斬すること、法なり。……既に軍中に即きてこれを斬するの罪を犯す。時を待つを須いず。かつ、その首を梟して、以て後戒と爲すも、いまだ不可と爲さず。〔『中宗實錄』卷六十一、中宗二十三年四月癸亥條⁽³¹⁾〕

戸曹判書・尹殷輔の右の發言にも見えるとおり、「軍中に即きてこれを斬するの罪」については軍司令官に即時處刑の權限が認められており、さらには「後戒と爲す」ために、律に規定のない「梟首（晒し首）」の處分⁽³²⁾を行うことさえも認められていたのである。

第二に、君主に對する「謀反・叛逆」の罪人や、父・母・夫を殺し、奴婢が主人を殺し、官奴が官長を殺す等の「綱常」の罪人——に對しては、これを一種の社會に對する戰爭に見立てて上述の「軍律」に準じる處分——具體的には「凌遲處死」や「梟首」などの律外の刑罰——が適用される。この場合も、議政府の「詳覆」や「三覆啓」などの通常の手續きは省略され、三日間の猶豫期間を與えることもなく直ちに死刑が執行される。

およそ囚は、例として三覆を爲して處決す。しかれども三省交坐して鞠する所の囚は、啓覆せず、劃即ち處決す。〔『中宗實錄』卷一百、中宗三十八年三月戊辰條⁽³⁴⁾〕

三省交坐の如きは、すなわち三覆を爲さず、劃即ち處決するは、その極惡の大罪、ややもその生を延ばすべからざるを以てなり。〔『中宗實錄』卷一百、中宗三十八年三月己巳條⁽³⁵⁾〕

右に「三省交坐」というのは、「刑官・政丞・臺諫」による特別裁判のことで、上述の「謀反・叛逆」や「綱常」の罪人を取り調べる際には、王の直々の命令によって「三省」による推鞠を行う。⁽³⁷⁾「三省」とは本来「刑曹・司憲府・司諫院」の三機關をいうが、⁽³⁸⁾特別裁判においては刑曹に替わって義禁府が「刑官」となり、これに特別判事（委官）として議政府の三公（政丞）および正一品の大臣が加わる。このため、「三省推鞠」といえば、具體的には議政府の三公、義禁府の堂上、および司憲府・司諫院の官員によって構成されることになるが、⁽³⁹⁾これらは通常、刑曹の擔當する一般の死刑案件において、朝啓の際に行われる「三覆啓」に參與する人々でもあった。⁽⁴⁰⁾いずれ「三覆啓」に參與するのであれば、重大事件においてははじめから裁判に加わっておいたほうが間違いない。このため、「謀反・叛逆」や「綱常」の罪人の裁判においては議政府の三公、義禁府の堂上、および司憲府・司諫院の官員たちが、罪囚の取り調べ（推鞠）を直接擔當することになっていたのである。

しかし、「三省推鞠」に參與する人々と「三覆啓」に參與する人々とが基本的に同じである以上は、重ねて「三覆啓」を行うことは無意味である。このため、「三省推鞠」の案件において死刑の判決が下った場合には三覆啓を省略し、判決後に直ちに刑を執行することが慣例として定着していったのであろう。⁽⁴¹⁾事實、「謀反・叛逆」や「綱常」の罪人を即日、處刑している事例は枚舉に暇がない。⁽⁴²⁾

なお、三省推鞠の案件のなかでも、特に重要な案件については、機密保持の觀點から宮中で取り調べを行うので、これを「庭鞠」という。さらに重要な案件については、王が自ら取り調べに臨席するため、これを「親鞠」というが、これらも「三省」が參與して行われる裁判であるから「三覆啓」を省略してただちに死刑を執行していたことは當然であろう。⁽⁴³⁾

第三に、「不待時」の案件——そもそも上述の第一・第二の類型それ自體が「不待時」の範疇に含まれている——に對しては、通例「三覆啓」の手續きを省略し、かつ三日間の執行猶豫期間についてもこれを省略した。

もちろん「律」の建前としては、「待時」、「不待時」を問わず「三覆啓」を行うことが原則であり、事實、朝鮮前期においては「不待時」の死罪囚に對しても三覆啓を行っていたことが確認できる。⁴⁴ところが朝鮮後期に入ると、この「律」の原則が有耶無耶になり、「不待時」の死罪囚については「三覆啓」の手續きを省略することが一般化してしまいが、これは朝鮮後期における即決主義的な傾向の一端を示すものであろう。事實、次の事例においては、「不待時・斬」の判決を受けた死罪囚が、通例であれば直ちに處刑されていたことを確認することができるのである。

判中樞鄭致和上筭して曰く、「伏して刑曹の公事を見るに、賊人趙起連は、不待時・斬を以て照律して啓下せり。起連は空殿に在る所の朱紅函一隻、木綿甲帳三幅を偷竊せり。此れを以てこれを御用と謂い、而して擬律するに不待時・斬を以てするは、恐らくは過重に涉れり。およそ罪囚の律として應に死すべきに、而も情として議すべき者は、必ず三覆して處斷するは、即ち聖主の人命を愛惜するの意なり。此の災異孔慘の日に當たりては、尤も宜しく刑を愼しむべし。趙起連は姑く行刑を停め、啓覆して處決すれば、審克の道に合するに似たり」と。上、該曹に令して姑く行刑を停めて稟處せしむ。⁴⁵（『顯宗改修實錄』卷二十三、顯宗十一年九月乙卯條）

右の史料が示すとおり、朝鮮後期においては「不待時・斬」の照律が裁可（啓下）されると、通例、啓覆（三覆啓）の手續きを省略して直ちに死刑を執行していたことがわかる。もし鄭致和の上筭がなかったとすれば、趙起連はそのまま刑場の露と消えていたにちがいあるまい。

朝鮮末期に編纂された『六典條例』の次の記述を見ると、「不待時」の案件において「三覆啓」の手續きが省略されていたことはさらに確實となる。

不待時の罪人の單（單子）は、詳覆して施行す〔注〕照律して議政府に報ずれば、則ち首相と參贊一員とは公廨に會坐し、報狀をば題送して後、行刑單子を入呈す。〔六典條例〕卷九、刑曹、詳覆大辟⁽⁴⁶⁾

右によると、不待時の案件については議政府が事前に「詳覆」を行うだけで、「三覆啓」の手續きは省略して直ちに法司（刑曹）より「行刑單子」を提出する慣例であったことがわかる。いわゆる「行刑單子」には、死刑執行命令の確認を行う「前單子」と、執行後の復命報告書である「後單子」との二種類があるが、⁽⁴⁷⁾これらは死刑執行上の單なる事務手續きにすぎず、再審を目的とする「三覆啓」とはまったく別のものとして理解しなければならない。

なお、「不待時」の罪囚については「三覆啓」のみならず、その前段階における議政府の「詳覆」の手續きさえも省略される場合があった。

詳覆の法は、ただ「待時」の囚に行いて、「不待時」の囚に行わず。これ豈に立法の本意ならんや。……今後は須く舊典に遵い、「待時」の囚にあらずといえども、卿が曹より議獻して議政府に報じ、議政府より更に詳覆を加えて、始めて登聞を許せ。〔正祖實錄〕卷六、正祖二年十一月戊子條⁽⁴⁸⁾

右は「不待時」の死罪囚について『經國大典』の規定どおり議政府が「詳覆」を行うことを命じた正祖朝の王命（教）であるが、逆にいうと、この頃「不待時」の死罪囚については、「三覆啓」はもとより、議政府の「詳覆」さえも省略される場合が少なくなかったことがわかる。

もちろん、同じ死罪囚でも「待時」の場合は執行前に「啓覆（三覆啓）」を行うことが原則であった。⁽⁴⁹⁾しかし、「三覆啓」

は「常參」における「朝啓」の一環として行うことが原則であるのに、その「常參」の儀禮は、朝鮮後期においては「ほとんど廢絶」⁽⁵⁰⁾されている有り様で、なかなか「三覆啓」を行う機會もない。この點、純祖朝の洪奭周の言によると、

古例、冬月には必ず覆啓^レを行い、而して三たび覆^レするの後、原^ゆすべき者は決放せり。今や啓覆^レの行われざること、ほとんど三十年なり。(『純祖實錄』卷九、純祖六年五月己酉條)⁽⁵¹⁾

というから、「待時」の死罪囚についても「三覆啓」の手續きが正常には行われず、このため死罪囚が「獄」に澁滞する事態がしばしば發生していたことが窺われる。朝鮮後期において、在獄の罪囚に對する王の特別審理——いわゆる「疏決」⁽⁵²⁾——がしばしば舉行されていたのは、この種の澁滞を解消するための臨時の便法にはかならない。⁽⁵³⁾

要するに、朝鮮後期における「三覆啓」の制度は、かなりの程度、形骸化していたわけであるが、これは結局のところ、「綱常」の秩序の動搖にともなう犯罪の増加と、それに對應するための即決主義的な傾向の反映といふことができるであろう。

四 清朝の秋審

「待時」「不待時」を問わず、死刑の執行前に「三覆啓」を行うことは「律」の原則であるが、朝鮮時代の一般的な慣例としては、「不待時」の死囚は直ちに死刑を執行し、「待時」の場合にのみ、秋分以後に「啓覆」、すなわち「三覆啓」を行うというのが實態であつた。ところがここに思いがけない事情によって、朝鮮後期における國王の死刑執行權限には、

一つの重大な制約が加わることになる。ほかでもない、清朝皇帝の命令による「秋審」制度の適用である。

そもそも清朝と朝鮮とは地続きの隣国であり、白頭山（長白山）から東は豆満江、西は鴨綠江のラインが兩國の國境線となるが、兩國の邊民たちはしばしばこの國境線を越えて往來するため、これが各種の紛争の種となっていた。いわゆる「犯越」の案件である。

たとえば、朝鮮の邊民が「犯越」し、清朝の領内において強盜や殺人などの事件をおこした場合、清朝は當然、事件の究明と犯人の處罰とを要求する。そうした場合、朝鮮側の捜査によって被疑者の身柄を確保したうえで、次のいずれかの形で裁判が行われる慣例になっていた。

- (1) 朝鮮側で裁判を行い、その結果を清朝に報告する。
- (2) 被疑者の身柄を清朝（瀋陽）に送付して清朝側で裁判を行う。
- (3) 清朝から使臣を送って朝鮮（ソウル）で會同して裁判を行う。

このうち、朝鮮にとって最も望ましいのは(1)の場合で、裁判を朝鮮の側に任せてもらうならば、朝鮮としては色々な意味で最も都合である。しかし、この場合においても裁判の経緯を清朝皇帝に一々報告していたことはいままでもない。死刑の判決を最終的に決定するのは、もちろん清朝の皇帝である。したがって、刑の執行に際しても清朝の制度に基づいて、いわゆる「秋審」の手續きを踏まなければならない。

清朝の「秋審」については、當面、滋賀秀三氏による次の簡潔にして要領を得た説明を紹介しておくだけで充分であるう。

なお、死刑は「立決」と「監候」の二種に分れる。……監候は、改めて執行命令の下されるまで監禁される。この執行命令は……年に一度、冬至前にまとめて發せられる。そしてそれに先立ち、各事案について、當該年度において執行することを可とするか否かの慎重な審査が行われる。この審査手続きを朝審（刑部に監禁されある囚人について）・秋審（外省に監禁されある囚人について）という。……このような手續によつて、死刑囚は情實（執行に適す）・緩決（翌年まわし）・可矜（減刑）および特殊な部類として留養（犯人を處刑せば、老病の父母の扶養者を失うことに對する特別の考慮）に分類される。そして皇帝は、情實に定まった者のうちからさらに若干を選んでこれに勾決（執行命令）を與える。（滋賀秀三『清代中國の法と裁判』、二四―二五頁）⁽⁵⁴⁾

ここでいう「秋審」の對象者は、もともと清朝國內の外省の罪囚のみであつたが、朝鮮國內に收監されている「犯越罪人」——國境線を越えて清朝の領域内で各種の罪を犯した者——についても、乾隆五年（朝鮮・英祖十六年、一七四〇）以降、清朝の刑部の議を経て「監候」に擬せられたものについては「秋審」の對象に含まれることになった。

その經緯については、朝鮮王朝が清朝と遣り取りした外交文書の集成である『同文彙考』の「犯越」の項に詳しく述べられている。以下、いくつかの段落にわけてその内容を紹介していくことにしよう。

臣等隨^{ただ}ちに朝鮮國齎咨官李樞に詢ぬるに、據るに稱すらく、「小國竝びに秋審の例なし。旨意を奉有して應に「立決」すべき者は、即ちに處決を行い、應に「監候して秋後に處決」すべき者は、秋後に交^{いた}つて、亦た即ちに處決を行い、また敢えて遲悞せず」等の語あり。（原編卷五十五、犯越、禮部知會開報犯人年貌監候秋審咨、乾隆五年閏六月二十二日）⁽⁵⁵⁾

右に述べるとおり、いわゆる犯越罪人については、それが不待時（立決）であれ、待時（監候、秋後處決）であれ、清朝から死刑の判決が下った以上はできるだけ速やかにこれを執行するというのが従來の朝鮮の立場であつた。これは清朝との關係を考慮した特別の措置で、この場合「三覆啓」の手續きなどは、もちろん省略されていたのである。⁽⁵⁶⁾ところが、この慣行に對して清朝の禮部が異議を唱える。

臣等伏して査するに、直省（直隸・各省）の監候の犯は、例として次年において、造冊して秋審し、「情實・矜・緩」に分別す。而るに朝鮮は則ち部文を奉到して即ちに處決を行い、竝びに秋審の例なし。これ寛緩の恩を蒙るといへども、仍りて立決の罪に罹り、未だ我が皇上の天の如く生を好むの至意に仰副するに足らざるに似たり。……嗣後、朝鮮の人犯の、刑部の議を経て監候に擬する者有るに遇わば、悉く金時宗等に照らして、一體に秋審冊内に入れて核議せしめよ」と。……「這に議する所、甚だ是なり。議に依れ」。（原編卷五十五、犯越、禮部知會開報犯人年貌監候秋審咨、乾隆五年閏六月二十二日）⁽⁵⁷⁾

右のとおり、朝鮮との外交關係を主管する禮部は「我が皇上の天の如く生を好むの至意」を名目として、中國の直隸・各省における「秋審」の制度を外藩である朝鮮國にも一律に適用することを提案したが、これは禮部のいかにも官僚主義的な畫一的思考から生み出された單なる思い付きにすぎなかつたのであろう。しかしこの禮部の提案に對し、乾隆帝は「這に議する所、甚だ是なり。議に依れ」との旨を下したので、以後、「犯越」事件において清朝の「刑部の議を経て監候に擬する者」については、毎年「秋審冊」を作成して清朝に提出しなければならぬことになつてしまつた。

『同文彙考』犯越の項には、この「秋審冊」を提出する際に送つた朝鮮禮曹の咨文が多數收録されている。また、同項

の記録を見ると、いわゆる「犯越罪人」の處分について必ず清朝皇帝の指示を仰いでいたことはもちろん、朝鮮國王その人についても「失察（監督不行屆）」の罪によってしばしば「議罰」の対象となり、そのたびに清朝皇帝の「特恩」によって處罰を免除されていたことがわかる。

一國の君主が他國の君主によってその主權（刑罰權）の制限を受け、さらには他國の君主によって懲罰の対象ともされていたのであるから、その意味では、朝鮮はまさしく清朝の「屬國」であつたというよりほかはあるまい。ただし、この「屬國」が清朝に對して毎年行つていた「秋審冊」の提出について、『朝鮮王朝實錄』には一切そのことが記されてはいないのである。

お わ り に

朝鮮時代、國內における死刑案件は、すべて國王による判決（判付）によって刑が確定し、國王による執行許可（行刑單子の啓下）を待つて死刑が執行された。一國の統治者たる國王は、儒教的な徳治主義を標榜する一方、各種の刑罰によつて國內の秩序を維持していたが、なかでも國王のみがその命令權を獨占する「死刑」の執行の手續きには、當該の國家や社會の性格が端的に示されている。そこで本稿においては、まず「三覆啓」とよばれる死刑囚の再審制度について検討し（第一節）、次に三覆啓の前段階において行われる議政府の「詳覆」の手續きが省略される場合（第二節）、三覆啓そのものが省略される場合（第三節）について、それぞれ検討した。最後に朝鮮國王の行使する刑罰權が、清朝國內の制度である「秋審」の施行によつて、一定程度、制約を受けていた事實について検討したが（第四節）、このことは朝鮮國の「屬國」としての性格を考えるうえでも極めて重要なポイントの一つとなる。

朝鮮國王による死刑囚の再審制度は、『禮記』王制篇に描かれた儒教の理想的な裁判制度をほぼ忠實に再現したもので、その意味では國王の掲げる徳治主義の理想——徳治の補助としてやむを得ず刑罰を用いるという考え方——を最もよく示している。しかしその反面、「綱常」の秩序を脅かす犯罪については、再審の手續きを省略して直ちに死刑を執行することも多く、とりわけ朝鮮後期においては、それがほとんど常態と化していたといっても過言ではない。これは「徳治主義」の理想が朝鮮後期における犯罪の増加に對應した即決主義の拡大によつてすでに破綻しつつあったということを示している。

一方、清朝による「秋審」の對象となるのは、國境線を越えて中國の領域内で罪を犯した、いわゆる「犯越罪人」に限られていたが、それでも朝鮮國內に居住する朝鮮國民に對する刑罰權を、他國の君主である清朝の皇帝が制度的に行使していたという事實は、當時の朝鮮國の「屬國」としての性格を端的に示しているものと言わざるを得ない。

とはいえ、それ以外の局面では、朝鮮國王はおおむね「自ら聲教を爲⁽⁵⁸⁾」すことを許されており、したがつて國內においては「死刑」に關する裁判權・執行命令權を獨占することができた。死刑執行に對する命令權の獨占こそは、絶對君主の絶對君主たる所以を端的に示しているのである。

注

(1) 『經國大典』卷五、刑典、決獄日限條 凡決獄、大事「死罪」、限三十日。中事「徒・流」、二十日。小事「笞・杖」、十日。〔從文卷齊納、證佐俱到日、始計〕。辭證在他處、事須參究者、隨地遠近、除往還日數、亦於限內決訖。若牽連、不得已過限者、具由啓聞。

(2) 『經國大典』卷五、刑典、囚禁條 杖以上、囚禁。文武官及內侍府・士族婦女・僧人、啓聞囚禁〔如司饗院・掖庭署之類、一應入番者、同〕。犯死罪者、先囚後啓〔僧人犯殺・盜・淫・傷人者、同〕。○或有搜索寺刹事、啓聞。○死罪、枷・杻・鎖足。流以下、枷・杻。杖、枷。○議親・功臣及堂上官、士族婦女、犯死罪、鎖項。堂下官、庶人婦女、

- (3) 鎖項・足。杖則鎖項。關係宗社者、不在此限……」。(「」内は原注) 田中俊光「朝鮮初期斷獄に關する研究——刑事節次の整備過程を中心に」(ソウル大學校大學院法學博士學位論文(韓國文)、二〇一二年二月)
- (4) 趙志晩『朝鮮時代の刑事法——大明律と國典』(二〇〇七年、ソウル、景仁文化社)
- (5) 朝鮮總督府刊『朝鮮語辭典』の「죽어지만(遲晩)」の項(七六五頁)に、「死の遅かりしを嘆する語(服罪する時にいふ)」とあり、「遲晩」の項(七八六頁)に「自服すること」とある。
- (6) 朝鮮總督府刊『朝鮮語辭典』の「結案」の項(五十頁)に、「死罪を決定したる案文」とある。
- (7) 『世宗實錄』卷八十五、世宗二十一年五月庚戌條 知中樞院事權踞上疏曰、「……一、京外大辟、刑曹詳覆司詳審、傳報議政府擬議、然後啓聞、三覆施行、可謂精矣。其餘徒流以下之罪、京外官只令差備檢律、照律定奪、又律無正條、比擬論斷者過半。夫委一檢律、考檢比擬、豈無差失。律不當罪、雖受一笞、豈無冤抑。又京外官或不用檢律所照、任自照斷。檢律固執不可而不勝者、亦多有之。況京外官所治、非獨斷獄、庶務最冗。或未暇致精者、比比而是。謹考唐宋之制、有刑部・大理寺・審刑院、議刑之官非一。今司律院、皆出業之人、別無所職、有提調、有提舉、別坐、若外方則勢有難者。乞將刑曹・司憲府・漢城府・義禁府所決文簿、送于司律院、按律論斷、各報本司、各其司依常例施行、庶得詳盡、而益廣欽恤之仁。……」下議政府議之。
- (8) 『禮記』王制 成獄辭、史以獄成告於正。正聽之。正以獄成告于大司寇。大司寇聽之棘木之下。大司寇以獄之成告於王。王命三公參聽之。三公以獄之成告於王。王三又、然後制刑。○(鄭玄注)「又」當作「有」。
- (9) 『唐律疏議』卷二、名例律、除名條 獄成者、雖會赦猶除名〔注〕獄成、謂贓狀露驗、及尙書省斷訖未奏者。
- (10) 『經國大典』刑典、推斷條 京外死罪、本曹報議政府詳覆。
- (11) 『六典條例』卷九、刑典、刑曹、詳覆大辟 一律罪人、捧遲晩者、啓下後、諸堂郎會坐、以其罪名發問目、捧結案及根脚後、待啓下、以詳覆之意、更爲啓下、以原案與照律手本、報議政府〔注略〕。
- (12) 『經國大典』刑典、推斷條 死罪、三覆啓。外則觀察使定差使員、同其邑守令推問、又定差使二員考覆、又親問、乃啓。
- (13) 『燕山君日記』七年八月甲寅條 受常參。朝啓。承旨張順孫啓、「忠清道忠州囚、私奴玉同、打殺八同罪、絞待時。初覆。」王曰、「依律。」○『燕山君日記』七年八月丁巳條 受常參。朝啓。承旨張順孫啓、「慶尙道密陽囚、濟用監婢延今、與奸夫宋同、殺本夫石同罪、斬不待時。三覆。」王曰、「依律。」
- (14) 刑曹(大司寇)からの啓聞を國王が裁可(啓下)して、はじめて刑曹から議政府(三公)に案件が送付され、議政府(三公)の「詳覆」が行われることになる。この手續きを含めて考えた場合、國王が死刑案件を検討する機會は、最低「五回」ということになる。
- (15) 『明宗實錄』卷十六、明宗九年五月甲子條 領議政沈連源、左議政尙震、右議政尹瀛、議啓曰、「古者大辟之罪、必須三覆・五覆奏、然後斷決者、乃所以慎重之、而爲囚求生道也。今李瓊輪對、再覆、依初三覆之例、亦必親啓、與衆詳讞、以重人命、正合古人慎刑之意。然初覆・三覆、與朝廷共議處決、再覆則只啓下、此乃祖宗朝規制、行之已久、不須更改。況三覆必欲爲親啓、則勢有所難便、而恐至於滯囚也。但『經濟六典續集』内、『待時死罪囚、畢推後、隨即啓聞、至秋分後、三覆啓聞』云。此帝王順時行令之意。今亦依此施行、何如。」因李瓊輪對收議也。答曰、「依啓施行。」
- (16) 太祖朝の王命(受教)を集成した『經濟六典』の後を受けて、主として太宗朝の王命(受教)を集成したもの。朝鮮總督府中樞院調查課編『李朝法典考』(一九三六年初版、一九七七年復刻、東京、第一書房)、田鳳德『經濟六典拾遺』(一九八九、ソウル、亞細亞文化社)、延世

- 大學校國學研究院編『經濟六典輯錄』(一九九三年、ソウル、新書苑)等、参照。
- (17) 朝鮮總督府刊『朝鮮語辭典』の啓字の項(六〇頁)に、「啓字を刻したる木印、上裁を経たる文書に押す」とある。○『世祖實錄』卷三十三、世祖十年四月己酉條 命刻草書「啓」字、印啓下文書、以爲標。
- (18) 『朝鮮宣祖修正實錄』卷二十一、宣祖二十年十二月乙卯朔條、註凡臣民章疏之上、不出三日、必下政院。若無批辭而只踏啓字而下、則承旨觀疏所言、或下該司、使之覆議、或允其請、則奉聖旨、乃例也。
- (19) 『宣祖實錄』卷一百三十五、宣祖三十四年三月辛酉條 以刑曹希默公事、傳曰、「三覆、則政院啓稟爲之矣、而何如是入啓乎。例付標書「三覆」二字、而何不爲之。」回啓曰、「再覆、則直爲啓下、故付標書「再覆」二字、入啓矣。三覆、則擇日啓稟爲之、故其公事、預爲入啓、不踏啓字、只御覽而下、留置政院、及至三覆之日、付標書「三覆」二字入啓、前例如此」云。傳曰、「知道。」
- (20) 『秋官志』第二編、詳覆部、啓覆の項に記載する「啓覆啓目規式」の内容を見ると、「初覆」については承政院より「付票」し、「三覆」については「刑曹」より「付票」することになっているが、「付票」というのは「判付(判決)」の原案のこと、王はこの「付票」の内容を勘案しつつ獨自に「判付」を下すことになる。「判付」は王が獨自に下す判決であるから、「啓覆啓目規式」にはその書式を載せていない。王の「判付」について、臣下がその「規式」を定めることはできないからである。それに對し、「初覆」と「三覆」の間に行われる「再覆」については、次のような詳細な「規式」が定められている。
- 刑曹判書臣某等、謹啓、爲刑決事。粘連判下是白有亦向前罪人某役名罪狀乙良、再覆施行爲良如教諭乃、謹具啓聞、伏候教旨。謹啓。年號幾年某月某日、判書臣某。(『秋官志』第二編、詳覆部、啓覆、啓覆啓目規式。傍線部は吏讀)
- 「再覆」に限ってこのように詳細な「規式」が定まっているのは、要するに、それが形式的な手續きにすぎなかったからであらう。
- (21) 『太宗實錄』卷二十六、太宗十三年八月丙子條 巡禁司兼判事朴嘗、請申大辟三覆之法。從之。啓曰、「臣考『經濟六典』、死罪則令三覆。今刑曹・巡禁司、未嘗行之。請依『六典』。」上曰、「然。自今刑官宜舉行。」
- (22) 田中俊光氏の研究(前掲注(3))には「三覆啓」の前提となる最初の「啓聞」に對する考察が抜け落ちているので、その補足の意味で敢えて一言した。
- (23) 前掲注(8)および(9)、参照。
- (24) 『中宗實錄』卷九十一、中宗三十四年八月辛巳條 憲府全數又啓曰、「義禁府死囚、雖不詳覆、而猶啓三覆、其來已久。……至乙未年十月傳教、禁府罪囚、報議政府詳覆、是雖愼獄之意、詔獄之事、實是親問、與委諸有司讞獄之事、同爲啓覆、於事體未便。今後禁府罪囚、照律入啓、則除啓覆、下議朝廷、即時判斷一事。奉傳旨。……」
- (25) 後掲注(28)、参照。
- (26) 『中宗實錄』卷九十一、中宗三十四年八月癸未條 三公啓曰、「詳覆事、丙子年承傳雖如此、而臣等之意以爲、詔獄與親問無異。報議政府、未便。故以「除詳覆、只三覆」議啓耳。……」傳曰、「啓意知道。……」
- (27) 『中宗實錄』卷九十一、中宗三十四年八月癸未條 憲府啓曰、「……臣等考禁府決死囚前例、自正統至景泰、報議政府、詳覆處決。天順以後、不報政府、只三覆處決。至丙子年、復立詳覆之法。至乙未年十月、竝廢三覆之法、即時判斷矣。請改奉承傳、以復詳覆之法。」
- (28) 『中宗實錄』卷九十一、中宗三十四年八月壬午條 尹殷輔・洪彥弼・金克成議、「凡獄囚、罪固當死、而必啓覆至三者 所以重人命、愼刑獄也。(照)(詔)獄罪囚、即是親問、照律以啓、則在所自上判斷、而必與大臣等議處。此固愼重之意。但斷在初覆、不更審處、殊無古者再三奏覆以求生道之意、恐虧欽恤之仁。依丙子年承傳、除詳覆、只三覆處決、甚當。……」。傳曰、「所啓至當、皆當依議。」

- (29) 『明史』卷七十二、職官志一、刑部 凡死刑、即決及秋後決、竝三覆奏。
- 『大明律』卷二十七、刑律、斷獄、死因覆奏待報條 若立春以後、秋分以前、決死刑者、杖八十。○获生徂徠『明律國字解』の同右條に、「立春以後、秋分以前、死刑を決せざることは古よりの通法なり」とある。
- (30) 『大明律』卷二十七、刑律、斷獄、死囚覆奏待報條 若已覆奏回報應決者、聽三日乃行刑。若限未滿而行刑、及過限不行刑者、各杖六十。
- (31) 『中宗實錄』卷六十一、中宗二十三年四月癸亥條 戶曹判書尹殷輔議、「大抵、犯軍令死罪者、登時斬之、法也。……既犯即軍中斬之之罪、不須待時。且梟其首、以爲後戒、未爲不可」。
- (32) 朝鮮時代の梟首に關しては次の研究がある。アンデシ・カールソン「千金の子は市に死せず——十七・十八世紀朝鮮時代における死刑と梟首」(『東アジアの死刑』所收、富谷至編、二〇〇八年、京都、京都大學學術出版會)。
- (33) 『續大典』刑典、推斷條 網常罪人「弑父母夫、奴弑主、官奴弑官長者」、決案正法後、妻子女爲奴、破家瀆澤、降其邑號、罷其守令〔註略〕。
- (34) 『中宗實錄』卷一百、中宗三十八年三月戊辰條 傳于政院曰、「凡囚、例爲三覆處決、而三省交坐所鞠之囚、不啓覆、割即處決。李墩等乃極罪、而推鞠時、不爲三省交坐、則所當啓覆、而若至曠日三覆、或隕其命、則不得明示典刑。此人等不可一日容於天地之間。一啓而處決、則三公俱參議決乎。且妻殺夫、奴殺主、與子殺父爲一般耶。弑父、乃極惡大罪、當一啓處決、而恐後日有如此之事、而前後或異也。其議于三公以啓。」
- (35) 『中宗實錄』卷一百、中宗三十八年三月己巳條 領議政尹殷輔等、詣寶廳、議啓曰、「三覆死囚者、爲囚求生道也。書曰、要囚服念五六日、至于旬時。旬、十日。時、三月之謂也。其所以欲求生道者至矣。如三省交坐、則不爲三覆、割即處決者、以其極惡大罪、不可少延其生也。今者子弑父、妻殺夫、奴殺主、三綱大變、竝起於一家之內。如此悖逆之人、固不可一日容於天地之間矣。啓覆時、三公皆可入參、而後日則不可援此以爲例矣。臣等今已詣闕、姑宜俱入、一啓處決、何如。且奴之戕主、似異於子之弑父、而我國用法、無異於君臣之間矣。雖不竝論於三綱、而用法既比於君臣、則其爲元惡重罪、乃與三綱之變、蔑有間也。」答曰、「知道。」
- (36) 『燕山君日記』卷三十一、燕山君四年十二月丁酉條 (掌令李) 世仁等更啓、「刑人於市、與衆棄之、願布露罪名、使一國人、明知可殺之罪。且推鞠大獄、必委諸刑官・政丞・臺諫、謂之三省。近來推獄、臺諫不與。而獨柳子光、非刑官・委官、而常與鞠焉。今勿與。」不聽。
- (37) 『宣祖實錄』卷一百五十六、宣祖三十五年十一月庚午條 問事郎廳、以委官「石相柳永慶」意啓曰、「凡三省推鞠、爲謀反叛逆及係干綱常之罪而設、故自前三省之獄、正犯物故、則其餘枝葉、移禁府推鞠、乃其流來法例也。尹女之獄、初則以弑父爲辭、其爲三省推鞠、宜矣。今則不過推覈尹兆源等誣告謀殺之罪、似不係於綱常之獄。仍爲三省推鞠、恐有後弊。」
- (38) 『太宗實錄』卷十四、太宗七年十月癸卯條 上謂代言尹思修曰、「刑曹與臺諫、號爲三省、交章論事、屢至罷免、以致廢事。自今刑曹、宜不與也。」思修啓曰、「上教誠然。臺諫彈劾犯罪之人、刑曹但刑其可刑者耳。」上曰、「更與政丞議問施行。」議者皆以爲然。自是刑曹、始不參臺諫彈劾之列。
- (39) 前掲注(36)、參照。
- (40) 『經國大典』禮典、朝儀 毎日、宗親府・議政府・忠勤府・中樞府・儀賓府・敦寧府・六曹・漢城府堂上官、司憲府・司諫院各一員、經筵堂上・堂下官各二員、輪次常參。有啓事、則陞殿〔議政府・六曹當直堂下官、及監察、亦常參〕。
- (41) 即決主義の立場から、即時處刑を可能とするために三覆啓を省略し、

さらに三覆啓の省略を可能とするために三省推鞠の制度を設けた、と考えることも一應は可能であろう。しかし、三省推鞠によって必ず死刑の判決が下るわけではないから、この解釋は少々行き過ぎである。

(42)

朝鮮後期（正祖朝）におけるその一例——『推案及鞠案』第二十四冊（正祖二）、丁未（正祖十一年）罪人（李）匡運・韓采等推案。乾隆五十二年正月二十四日。同日、傳曰、親鞠爲之。處所、肅章門爲之。○同日、親鞠殿座。……○同月二十五日、親鞠殿座。……○同日、傳曰、「匡運既承款。不過捧結案一事。親鞠撤罷。庭鞠爲之。」○同日、傳曰、「庭鞠處所、以內兵曹爲之」事、榻前下事。○同日、罪人匡運、年四十六矣結案。白等、……大逆不道、的實、遲晩的只罪。○『大明律』謀反大逆條云、「凡謀反及大逆、但共謀者、不分首從、皆凌遲處死。」同律、死囚覆奏待報條云、「其犯十惡之罪應死者、決不待時」亦爲白有臥乎等用良、匡運段、不待時・凌遲處死爲白乎事。○同日、大逆不道罪人匡運、銅雀越邊、不待時・凌遲處死。

(43)

前掲注（42）は「親鞠」および「庭鞠」の一例である。なお、親鞠・庭鞠・三省推鞠の座目（裁判官の名簿）は『推案及鞠案』に詳細に記されている。

(44)

『燕山君日記』卷四十六、燕山君八年十月丙辰條 受常參。朝啓。承許輯啓、「典獄署囚、白丁趙亡乃、強奪人鎰盆罪、斬・不待時。初覆。」王曰、「依律。」○同書卷四十七、燕山君八年十一月辛未 受常參。朝啓。承姜參啓、「典獄署囚、白丁趙亡乃、強盜鎰盆、斬・不待時。三覆。」王曰、「依律。」

『燕山君日記』卷四十六、燕山君八年十月乙丑條 受常參。朝啓。承旨韓偉啓、「長湍囚金潤善、殺人罪、斬・不待時。初覆。」王曰、「依律。」○同書卷四十七、燕山君八年十一月乙未條 受常參。朝啓。承旨姜參啓、「長湍囚・金潤善、刺殺金禮云罪、斬・不待時。三覆。」王曰、「依律。」

(45)

『顯宗改修實錄』卷二十三、顯宗十一年九月乙卯條 判中樞鄭致和上

(46)

筭曰、「伏見刑曹公事、賊人趙起連、以不待時斬、照律啓下矣。起連偷竊空殿所在朱紅函一隻、木綿甲帳三幅。以此謂之御用、而擬律以不待時斬、恐涉過重。凡罪囚律應死、而情可議者、必三覆處斷、即聖主愛惜人命之意也。當此災異孔慘之日、尤宜慎刑。趙起連姑停行刑、啓覆處決、似合審克之道。」上令該曹、姑停行刑、稟處。

(47)

『六典條例』卷九、刑典、刑曹、詳覆大辟 大辟罪人、外道則毋論詳覆與梟首、成送勘合、發關行刑。京囚梟首、則出付軍門正法。行刑前、單子啓下後、該房郎廳・典獄官員、竝進監刑。行刑後、單子入啓。

『中宗實錄』卷二十五、中宗十一年五月丙申條 下刑曹所啓李安從行刑、單子、而教曰、「安從之罪、當行刑。但今旱災太甚、刑人未安。處之當、如何。」政院啓曰、「其罪既三覆奏、不待時斬者也。然旱災太甚。宜觀日候而處之。」傳曰、「安從之罪、固當處死。然姑觀雨勢而行刑可也。」承旨尹殷輔遣人止之。至則已刑無及矣。傳曰、「刑曹只啓行刑、而不待單子之下而刑之。此雖例事、若有勿刑之教、則不可及。自今待啓下行刑。」（*前單子に關する記事）

『光海君日記』鼎足山本、卷一百三十二、光海君十年九月癸卯條 都承旨韓續男啓曰、「伏見吏曹參判柳希發啓辭、不勝驚怪罔極之至。逆賊黃廷弼、行刑之日、禁府都事、凌晨來詣政院曰、廷弼將死云。臣大驚、即爲入啓、而自上傳教、本府堂上、馳往結案。臣即招都事、治結案正草、催往捧之、則須臾捧來。急遽間、暫展看過、則或手寸、或着名。臣大病之餘、昏不能記憶、而粘在推案中、考之可見矣。其日結案及行刑單子、依例竝入、則行刑單子、即朝啓下矣。臣仍往鞠廳、希發亦來參廳上。臣即問曰、廷弼病勢如何。希發曰、解枷則始蘇着名矣。俄而禁府下吏、持行刑單子來見臣。臣使政院吏入之。此行刑單子、乃行刑之後、例爲來呈者也。希發爲禁府堂上未久、不知單子朝已啓下、

(48) 而必以此爲正單子。其心以爲、行刑之後、始呈、爲未安、而因此做許多臣所不言之言、極可笑也。……」(*後單子に關する記事)

『正祖實錄』卷六、正祖二年十一月戊子條 教曰、「……我朝用是制、每歲季冬、斷死刑、先三月詳覆、覆必三焉。自政府署事之規範、政歸法曹。詳覆之法、但行於待時之囚、不行於不待時之囚。是豈立法之本意也哉。雖就目下事言之、有不待時行刑之囚、而謂無詳覆之例、致有擬律不審、莫能糾正之弊、可謂疎漏之甚者。凡大逆不道、及罪犯綱常之類、大臣莅鞠、三司按獄、猶有詳覆之意。至於不待時之囚、大臣三司、不得閱實。其事但以一律官之見、擅那律文、構案而上于獄官。獄官曾不能索思、涉筆占位、署之惟謹。何其慎於待時之囚、而忽於不待時之囚也。今後須遵舊典、雖非待時之囚、自卿曹議讞、報議政府。議政府更加詳覆、始許登聞、則讞獄之體、不期重而自重、折獄之道、不期慎而自慎。咨爾卿曹、照此遵行。」

(49) 『續大典』推斷條 凡死罪啓覆、秋分後、承政院卽爲啓稟、以九月十月內、擇日舉行、而罪人行刑則必待季冬「啓覆後、立春前、如有追發罪囚、則稟旨追覆。○國穀偷竊者、計贓論。若論至一罪、則依例考覆、親問以啓」。

(50) 『弘文館志』進講第三、視事取稟 國朝古例、每日行常參、御經筵。常參、卽動戚公卿及清要官參謁也。經筵、卽朝講・晝講・夕講也。承政院、每日平明、稟定來日視事與否。視事、卽常參・經筵之合稱。除非國忌及大段公故、則每日取稟。……「中葉以來、常參之行甚罕、殆乎廢絕。三時・兩時講、亦罕。只行晝講之日、常多。間有召對・夜對」。

(51) 『純祖實錄』卷九、純祖六年五月己酉條 召對。……(閣臣洪) 奭周曰、「古例、冬月必行覆啓、而三覆之後、可原者決放。今啓覆之不行、殆三十年矣。」……

(52) 朝鮮總督府刊『朝鮮語辭典』の「疏決」の項(四九九頁)に、「罪囚を寛典を以て處決すること」とある。

(53) 朝鮮後期の「疏決」については別途考察すべき課題であるが、當時の裁判の實態については、當面、沈載祐『朝鮮後期國家權力と犯罪統制

——『審理錄』研究』(二〇〇九年、ソウル、太學社)が最も參考になる。これは正祖による「恤刑」主義的な裁判の實態を分析したものの。しかし、この時期の改革については體制護持のための「保守反動的な改革」にすぎないとする批判もある(沈義基「一八世紀の刑事司法制度改革」『韓國文化』第二十輯、一九九八年)。

(54) 『同文彙考』原編卷五十五、犯越、禮部知會開報犯人年貌監候秋審咨

(55) (乾隆五年閏六月二十二日) 臣等隨詢朝鮮國齋咨官李樞、據稱、「小國竝無秋審之例、奉有旨意、應立決者、卽行處決、應監候、秋後處決者、交秋後、亦卽行處決、再不敢遲悞」等語。

(56) 前掲注(44)に示したとおり、朝鮮前期においては「不待時」の死罪囚に對しても原則として三覆啓(啓覆)を行っていたが、「上國罪人」、すなわち中國に對して罪を犯した罪人については外交關係を考慮して特に三覆啓(啓覆)を省略する場合があった。○「宣祖實錄」卷七十五、宣祖二十九年五月丁丑條 義禁府啓曰、「凡死罪啓覆、載在法典、而擺撥唐人殺害吳金等四名、則上國罪人。以『大明律』強盜條、斬・不待時、照律啓下。此人等、曾已拿送遼東、已經巡撫衙門批送、令該國徑自處決。牽連人衆、速行釋放。仍將處決釋放過緣由、希復回咨」云。所當卽行處決回咨、勢難久囚啓覆。敢稟。且「大典」贓盜條、強盜妻妾、永屬所居官奴婢云。依此律施行、何如。」上曰、「永屬事、依啓。已爲移咨于遼東。似當勿爲啓覆而處決。」

(57) 『同文彙考』原編卷五十五、犯越、禮部知會開報犯人年貌監候秋審咨(乾隆五年閏六月二十二日) ……臣等伏查、直省監候之犯、例于次年、造册秋審、分別情實・矜・緩、而朝鮮則奉到部文、卽行處決、竝無秋審之例、是雖寬寬緩之恩、仍罹立決之罪、似未足仰副我皇上如天好生之至意。……嗣後遇有朝鮮人犯、經刑部議擬監候者、悉照金時宗等、

(58)

一體入於秋審冊內、核議」……「這所議甚是。依議。」

『朝鮮賦』（明・董越撰） 詔許建邦、自爲聲教。「本朝洪武二年、高麗國王王顥、表賀卽位。詔許自爲聲教、賜以龜紐金印。」

『殊域周咨錄』（明・嚴從簡撰） 上得奏、謂「東夷限山隔海、非中

國所治。且其間事有隱曲、未可遽信之」、乃命禮部、移文高麗、從其自爲聲教。成桂於是代王氏、更名旦、徙居漢城、遣使請改國號。詔更號曰朝鮮、遣儀制郎熙光、宣賜之。